

税務課

家屋の現況調査を行います

固定資産税の適正な課税を確保するため、町内の家屋（住宅、店舗、物置、作業小屋等）について、一斉に確認調査を行います。

調査期間 ● 8月～11月

調査方法 ● ・家屋課税台帳に記載されている家屋と現況が一致しているか現地調査を行います。
 ・調査員が2人1組で敷地内に立ち入らせていただきます。
 ・所有者、建築年等の確認のため聞き取り調査をしますので、調査員が訪問した際にはご協力をお願いします。

家屋を取り壊したときは届出が必要です

次のようなときは「家屋異動届出書」の提出が必要です。届出書は町税務課に備え付けています。異動の事由が発生した際はその都度提出してください。

- ①住宅やその他の建物の全部または一部を取り壊したとき
- ②登記されていない建物の売買、相続等により、所有者を変更したとき

※不動産登記のある家屋は、法務局において登記の抹消・変更の手続きが必要です。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902(内線1302)

9月2日(月)は町民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

■各税の納期限（口座振替日）

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
町民税(普通徴収)	2期	9月2日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	2期	9月2日(月)	1期・一括	7月31日(水)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	2期	9月2日(月)	1期・一括	7月31日(水)
固定資産税			2期	7月31日(水)

納め忘れがないかご確認ください

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902

住民生活課

ごみの出し方について今一度ご確認を

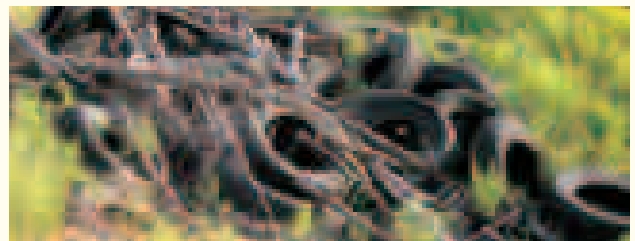
最近、ごみ集積所に不当にごみを出す人が多数見受けられます。町で配布した「ごみの日カレンダー」を確認のうえ、ごみを出すようご協力ください。

- ごみを混ぜて出している家庭があります。指定のごみ袋に区分けし、行政区・氏名を記入して、収集日の朝8時までに出してください。
- ペットボトル（♻️のマークのあるもの）は、キャップをはずし、中を水洗いして専用の袋に入れてください。キャップは「もやせるごみ」へ出してください。
- スプレー缶・カセットボンベ類は、中身を完全に使い切ってから、風通しのよい火気のない場所で、くぎなどで穴を開けて出してください。中身が残っていると、ごみ収集車の火災事故の原因になります。
- リサイクル家電製品など町で収集できないごみは、集積所に出さないでください。

不法投棄は犯罪です

ごみの減量リサイクル、自然保護活動が進められている中、良識を疑う不法投棄が後を絶ちません。町では不法投棄監視人によるパトロールを実施していますが、不法投棄の現場を見かけたり、不法投棄に関する情報がありましたら、住民生活課環境安全班までお知らせください。

提供いただいた情報については、町で現地等の調査を行い、状況によっては警察等に連絡し厳正に対処します。



みんなでルールを守って、住み良い環境づくりを目指しましょう

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

住民生活課

チャイルドシートの購入費用を助成しています

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、購入費用の一部を助成しています。

対象者 ● 6歳未満の乳幼児にチャイルドシートを購入する保護者で、その乳幼児と同居し同一生計である方。ただし、町民の方に限ります。

助成金額 ● 購入費用の2分の1以内（上限1万円）
※対象乳幼児1人につき1台限り

申請方法 ● チャイルドシートを購入後、右の書類を住民生活課に提出してください。

※申請書と請求書は住民生活課の窓口へ備え付けているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

提出書類

- ①チャイルドシート購入費補助金交付申請書
チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号（下図）を申請書の欄外に記入してください。


 自 C-0000 または E00 000000 などに表示

- ②領収書 ※レシートは不可
（購入者の氏名、商品名、日付が記載されたもの）
- ③品質保証書の写し
- ④補助金交付請求書
- ⑤通帳の写し

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

農政課

平成25年度秋施工分

モミガラ補助暗渠^{あんきょ}の施工費用を助成しています

秋田県では、農家等が行うモミガラ補助暗渠の施工費用の一部を助成しています。平成25年度秋施工分の助成を希望される方は、8月30日(金)までに対象農地を所管する土地改良区にお申し込みください。

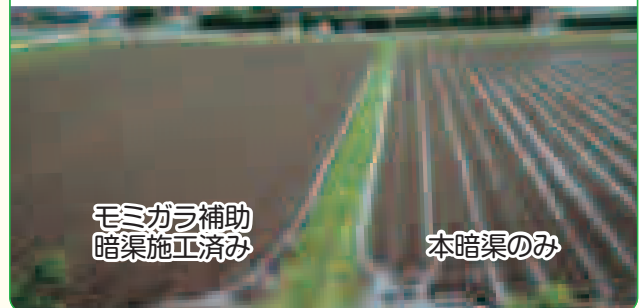
- 対象農地** ● ①区画整備済みで暗渠排水（本暗渠）が整備されている水田であること
②モミガラ補助暗渠を施工した次年度に大豆や枝豆などの転作を行うこと

助成額

業者等へ施工を委託する場合	作業委託契約額の2/3 (上限17,000円/10a)
農業生産法人や農家等が直営施工する場合	上限13,000円/10a

■モミガラ補助暗渠のメリット

- ・排水不良が改善されます。
- ・大豆や枝豆の収量アップにつながります。



問い合わせ ● 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908(内線2707)
または対象農地を所管する土地改良区まで

町と県が連携してサポートします

集落営農組織の法人化に取り組んでみませんか

農業経営の法人化は、家計と経営を分離して経営内容を明確化することで、経営の安定化につながります。また、機械施設の導入への助成・融資や税制における制度上のメリットもあり、農業経営の改善や経営体として発展するための有効な手段です。町では県と連携し、法人化にかかる勉強会の開催を支援しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ ● 町農政課 農業振興班
☎0187(84)4908(内線2702)

■法人化の意義

- ① 集落の合意に基づいて農業経営を行うことで、農地の利用集積や連担化・団地化、ブロックローテーションなどに取り組みやすくなります。
- ② 農地利用を集積することで土地利用型農業の育成や参入の可能性を広げ、将来における農地利用の分散化防止につながります。
- ③ 出荷・販売の名義等が農業法人に統一されることで経理処理が一元化され、決算や収益配分、税務対策も明確になります。